3　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」、「技術提案［ＶＥ提案］」、「工事全般の施工計画」、「賃上げの実施に関する評価」及び「施工体制」をもって入札し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を64点とする。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑、㋒のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋓の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「鋼橋の製作又は架設時の品質確保に係わる具体的な提案」（２件の工事において共通）

㋑　工事全般の施工計画（２件の工事において共通）

㋒　賃上げの実施に関する評価

㋓　施工体制（施工体制評価点）

③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④　②㋐、㋑、㋒、㋓の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㋐の技術提案［ＶＥ提案］及び②㋑の工事全般の施工計画、②㋒賃上げの実施に関する評価並びに②㋓の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、②㋐の技術提案［ＶＥ提案］を行わない者は、②㋑㋒㋓の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤　②㋐の「鋼橋の製作又は架設時の品質確保に係わる具体的な提案」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

②㋒の「賃上げの実施に関する評価」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、賃上げの実施を表明し、評価基準を満たした企業等に対し、４点の加算点を与える。なお、賃上げの実施を表明しない場合、又は表明内容が評価基準を満たしていない場合は０点とする。

⑶　⑵②㋐、㋑、㋒の評価基準の詳細は入札説明書による。

⑷　⑵②㋐「鋼橋の製作又は架設時の品質確保に係わる具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

⑸　⑵②㋑で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。

⑹　⑵②㋒で求めた、賃上げの実施に関する評価については、受注者の事業年度等が終了した後、実施の確認を行った結果、実施を確認するための書類が提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から１年間に政府調達の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）が調達する案件については１点大きな配点）の減点を行う。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525　電子メールktr-denshi-baitai@mlit.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は令和４年10月27日から令和５年３月２日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし最終日は、９時00分から12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記⑴に電子メールにて依頼を行うこと。

受付期間は、令和４年10月27日から令和５年３月２日までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分まで。ただし最終日は、９時15分から12時00分までとする。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和４年10月27日から令和４年11月24日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで（最終日は15時00分まで）電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和４年10月27日から令和４年11月24日までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分まで（最終日は15時00分まで）に上記４⑴へ郵送、託送又は電子メール（書留郵便等、記録の残るものに限る。電子メールの場合は着信確認を行うこと。以下「郵送等」という。）又は持参により提出すること。

⑷　歩掛見積参考資料の交付期間、場所及び方法　競争参加資格を有する者に対しては、歩掛見積参考資料を電子入札システムにより交付する。

交付期間は令和５年１月19日から令和５年３月２日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし最終日は、９時00分から12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない競争参加資格を有する者に対しては、電子メールより電子データを交付するので、上記⑴に電子メールにて依頼を行うこと。

交付期間は、令和５年１月19日から令和５年３月２日までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分まで。ただし、最終日は、９時15分から12時00分までとする。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　令和５年１月20日から令和５年３月２日まで　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課契約第一係　電話048―601―3151㈹　郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

①　電子入札システムによる入札の締め切りは、令和５年３月２日12時00分。

②　持参による入札の受領期限は、令和５年３月２日12時00分　関東地方整備局総務部契約課にて入札すること。

③　郵送等による入札の受領期限は、令和５年３月２日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、下記の日時に関東地方整備局総務部契約課にて行う。

②工事　令和５年３月７日13時30分

①工事　令和５年３月７日14時30分

なお、落札決定の日は開札の翌日（休日は除く。）を予定する。

⑺　開札後、次の順番で落札決定を通知する。

②工事

①工事

なお、上記２件のうち１件の落札決定通知（予定を含む）を受けた場合は、当該案件と一括して公告した当該案件以外の工事を受注することはできない。その場合、当該案件以外の工事の入札に関しては無効とする。